

学校における
働き方改革を進めるために

～見直そう ワークとライフの時間割～

平成 30 年 9 月

中標津町教育委員会

はじめに

現在、学校には、急速に変化する社会の中で、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成するため、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって働きながら、学校教育の質を高めることができる環境を構築することが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会が平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、教職員の長時間労働の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革が喫緊の課題とされました。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では中央教育審議会の中間まとめを受け、平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、北海道教育委員会においても、平成30年3月に、道内全ての学校において、働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を策定しました。

中標津町においても、教育委員会、学校、家庭、地域の連携により、保護者や地域住民の理解を得ながら、働き方改革に向けた業務改善を推進し、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めます。

平成30年9月

中標津町教育委員会

学校における働き方改革を進めるために

第1章 教職員の働き方改革	1
1 働き方改革に関する国の動き	1
2 働き方改革に関する北海道の動き	1
3 教職員の勤務の実態	2
第2章 中標津町立学校における働き方改革行動計画	3
1 行動計画の性格	3
2 取組の方向性	3
3 教育委員会の役割	4
4 学校の役割	4
5 行動計画の期間	5
6 行動計画が目指す目標	5
7 保護者や地域住民等への理解促進	6
第3章 具体的な取組内容	7
1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	7
2 部活動に係る負担の軽減	8
3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	10
4 教育委員会による学校サポート体制の充実	13

第1章 教職員の働き方改革

1 働き方改革に関する国の動き

- 平成 29 年 6 月 「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中央教育審議会への諮問（文部科学省）
- 平成 29 年 8 月 「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会）
- 平成 29 年 12 月 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中央教育審議会）
- 平成 29 年 12 月 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）

2 働き方改革に関する北海道の動き

- 平成 29 年 9 月 教育職員の時間外勤務等に係る実態調査
- 平成 30 年 3 月 「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」策定
- 平成 30 年 3 月 道立学校における学校閉庁日の設定について（道立学校通知）

3 教職員の勤務の実態

平成 28 年 11 月～12 月に、北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」によると、平成 20 年度に実施した前回調査や文部科学省の教員勤務実態調査と比較して改善は見られるものの、依然として過労死ライン相当といわれる時間外勤務が月 80 時間を超える教職員が多数となっており、教職員の長時間勤務の改善が喫緊の課題となっています。

(1) 1 日当たりの勤務時間（勤務日・校内）

教頭については、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長く、教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長くなっています。

区 分	小学校	中学校	高等学校	全体
校 長	9 : 34	9 : 38	9 : 33	9 : 31
副校長・教頭	12 : 05	11 : 53	11 : 35	11 : 52
主幹教諭・教諭	10 : 16	10 : 33	10 : 02	10 : 06

※全体には特別支援学校を含みます。

(2) 1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える者の割合

教頭については、小・中学校で 7 割を超え、教諭については、小学校で 2 割、中学校で 4 割を超えています。

区 分	小学校	中学校	高等学校	全体
副校長・教頭	70.8%	72.7%	66.7%	64.9%
主幹教諭・教諭	23.4%	46.9%	35.7%	28.5%

※全体には特別支援学校を含みます。

▽ 正規の勤務時間 1 日：7 時間 45 分、1 週間：38 時間 45 分

▽ 1 週間 60 時間超勤務 ⇒ **いわゆる過労死ライン相当**

(1 週間勤務時間 60 時間超 ⇨ 時間外勤務が週 20 時間超 ⇒ 時間外勤務が月 80 時間超)

▽ 法律の定めにより、教員には災害等の特殊な場合を除き、時間外勤務手当は支給されません。

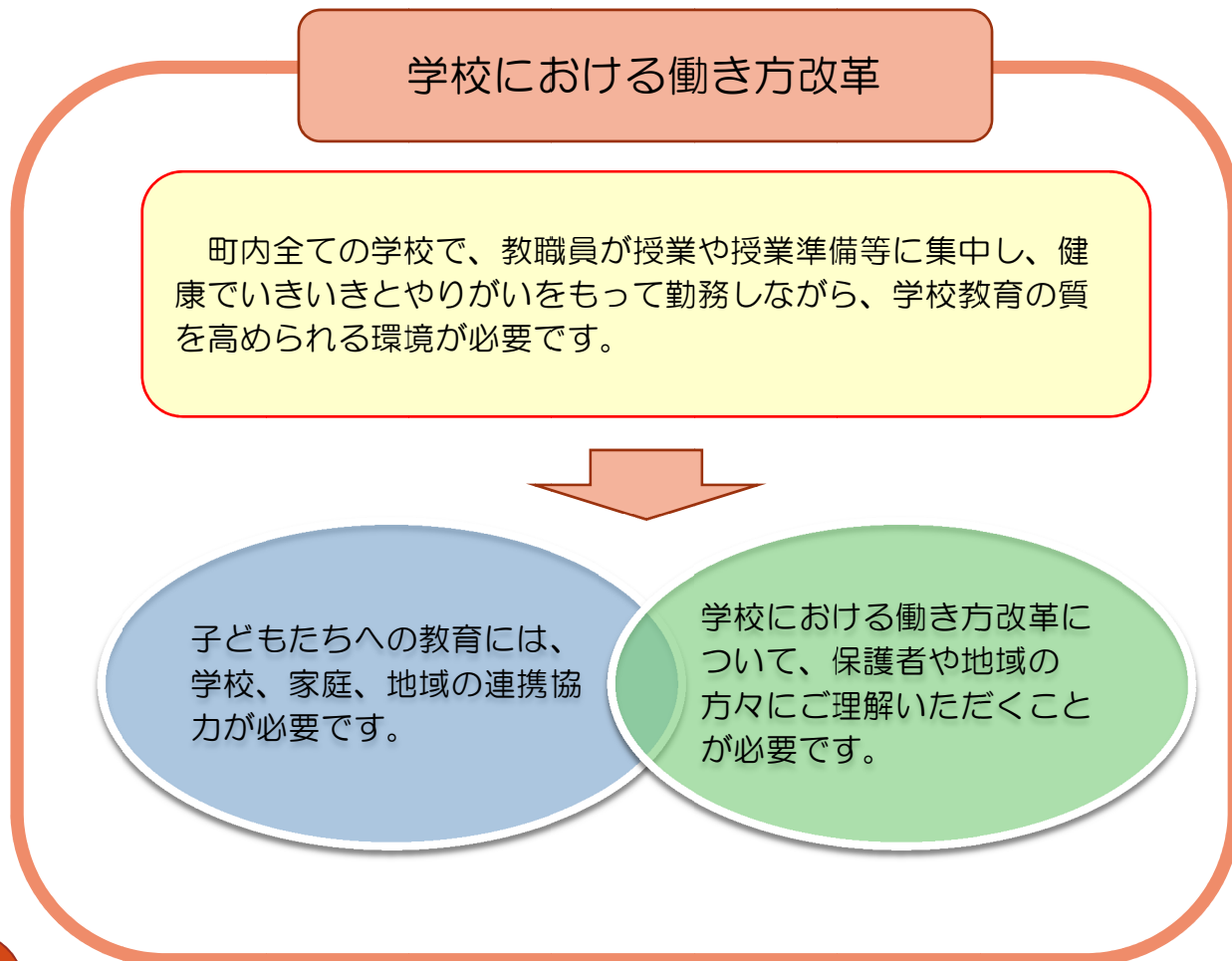
第2章 中標津町立学校における働き方改革行動計画

1 行動計画の性格

- (1) 本計画は、町内全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、学校の取組を促すものです。
- (2) 本計画については、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 取組の方向性

- (1) これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- (2) 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に取り組んでいくことが重要です。



3 教育委員会の役割

- (1) 教育委員会は、中標津町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を行うための支援を行います。
- (2) 教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について、適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努めます。

4 学校の役割

- (1) 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を関係機関と連携しながら主体的に推進します。
- (2) 校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めます。

重点目標の参考例

- 教育の質の維持向上に留意しつつ、教職員の心身の健康が保たれるよう、業務改善や勤務時間管理等を行う。
- 教職員の専門性を踏まえ、業務の役割分担・適正化を行う。
- 教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理を行う。
- 教職員が自らの業務一つ一つについて、より効果的に行うことができるよう、適正化の観点から見直しを行う。
- 教職員間で業務のあり方、見直しについて話し合う機会を設け、校内の業務のあり方の適正化を図ることができるような学校の雰囲気づくりを行う。
- 地域、保護者や関係機関との情報共有を緊密に行いつつ、適切な役割分担を図る。
- 保護者や地域住民との学校経営方針の共有を図り、学校運営協議会・地域学校協働活動を推進する。
- 「部活動休養日等の完全実施」に向けて、部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

5 行動計画の期間

平成30年度から平成32年度までの

3年間

6 行動計画が目指す目標

本計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定し、早期実現を目指します。

【勤務時間】

- 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員を全町立学校でゼロにする。

【部活動休養日】

- 部活休養日を全ての部活動で週当たり2日以上（平日1日以上、土曜日及び日曜日で1日以上）、年間104日以上実施する。

【変形労働時間制】

- 変形労働時間制を全町立学校で活用する。

【定時退勤日】

- 定時退勤日を全町立学校で月2回以上実施する。

【学校閉庁日】

- 学校閉庁日を全町立学校で年11日以上実施する。
夏季休業期間 8月13日から15日までの3日間を基本とし、各学校で設定
冬季休業期間 12月29日から1月5日までの8日間

7 保護者や地域住民等への理解促進

- (1) 教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは、信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。
- (2) 学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるとともに、教育委員会においてもPTA連合会等と連携しながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発に努めます。

1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

各学校の実情や課題に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、退職外部等人材活用事業の時間講師、スクール・サポート・スタッフなど北海道教育委員会の事業を活用するとともに、町独自で配置している特別支援教育支援員の配置を引き続き行い、教員の負担軽減を図ります。

(2) 校務支援システムの導入

校務支援システムについては、学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有することにより、事務負担の軽減を図るとともに、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細やかな指導等の充実に極めて有効なことから、北海道教育委員会が推奨する「**北海道公立学校校務支援システム**」を**できるだけ早期に導入します。**

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり

教育委員会は、小・中学校、義務教育学校に導入した「地域とともにある学校づくり」の仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を一層充実させ、学校・保護者・地域が知恵を出し合い、子どもたちの豊かな成長を支える活動を支援します。

2 部活動に係る負担の軽減

生徒や担当教員の健康・安全及びケガの防止、心身のリフレッシュを図るため、全ての部活動における休養日等を次のとおり実施します。

(1) 休養日

休養日については、下記を基本とし、**年間で104日以上**（学校閉庁日、テスト前休養を含む）とします。（週2日以上×52週＝104日以上）

学期中	週当たり2日以上とします。 （平日1日以上、土曜日及び日曜日で1日以上）
長期休業中	学期中に準じた取扱いとし、学校閉庁日も休養日とします。

※休養日に大会への出場又は練習試合等がある場合は、他の日に振替えます。

(2) 活動時間

平日	4月～10月 18時30分まで 11月～3月 18時00分まで
休業日	土曜日、日曜日（祝日を含む）は半日程度

(3) 部活動指導員の配置

部活動指導員については、当地域に馴染まない部分もあるため、国や北海道の動向を見ながら調査研究に努めます。

(4) 複数顧問の効果的な活用

特定の教職員に負担が偏らないよう、できるだけ複数顧問の配置とします。

【参考】現在の部活動休養日の状況

学校名	平日	土日	活動時間	その他の休日
中標津中学校	基本月曜日	どちらか1日	夏：18：30 冬：18：15	学校閉庁日、テスト前
広陵中学校	週の1日	どちらか1日	夏：18：30 冬：18：00	学校閉庁日、テスト前
計根別学園	水曜日	どちらか1日	夏：18：00 冬：17：30	学校閉庁日、テスト前

※大会やコンクール等への出場、練習試合を行う場合を除く。

【参考】北海道アクション・プランの指針

部活動休養日

- 毎週1日以上は、休養日を実施すること（年間52日以上）
- 月に1日以上は、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施すること（年間12日以上）
- 学校閉庁日は部活動休養日とすること（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日）
- 上記を基本に1年の1/5以上の休養日を実施すること

$$\left(\begin{array}{l} 365 \text{ 日} \times 1/5 = 73 \text{ 日} \\ \text{週} 1 \text{ 日} / 52 \text{ 日} + \text{月} 1 \text{ 日} / 12 \text{ 日} + \text{学校閉庁日} 9 \text{ 日} = 73 \text{ 日} \end{array} \right)$$

- ※1 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと
- ※2 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（※4）は、代替の休養日を実施すること

部活動の活動時間

- 平日は2～3時間程度で終了すること（生徒の最終下校時刻を設定）
- 土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、半日程度で終了すること。

- ※3 大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合
- ※4 中体連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

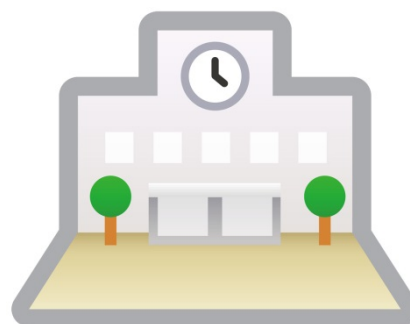
校長は、職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」を設け、教職員の意識啓発の徹底に努めます。

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の推進

ア 学校は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとします。

イ 教育委員会は、管理職員だけでなく、学校の職員全体に対して勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、学校に対し、人事評価の面談において、管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図り、全職員が自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促します。

ウ 学校は、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどとして、適切な時間管理となるよう取り組みます。



(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

学校閉庁日の目的

- 学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業中に学校閉庁日を設定します。

設定期間

- 夏季休業期間 **8月13日から15日までの3日間**を基本とし、各学校で設定
- 冬季休業期間 **12月29日から1月5日までの8日間**
(12/29~1/3 は、年末年始休暇)

サービス上の取扱等

- 年末年始休暇を除き、勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応します。
- ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強要することがないよう留意します。
- 年次有給休暇等の希望をしない職員等が出勤する場合、玄関の開錠、施錠は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにします。

保護者への周知

- 教育委員会から保護者あてに周知文書を発出します。

(4) 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

ア 勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずるべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日）が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされていることから、服務監督権者である教育委員会は、具体的な方法を検討し、**勤務時間等を客観的に把握し、集計するシステムをできる限り早期に構築します。**

イ 学校においては、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。

(5) 保護者や地域住民への理解促進

学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けます。

4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することがないように取り組みます。

(2) 勤務時間に関する制度の有効活用

4週の間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更など、職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、制度の徹底を図ります。

(3) メンタルヘルス対策の推進

教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、**1年に1回のストレスチェックをできる限り早期に実施します。**

(4) トラブル等に直面した際のサポート体制

教育委員会は、日頃から学校と連携して生徒指導上の諸問題等の解決にあたるとともに、必要に応じて警察や児童相談所などの関係機関と連携して対応し、学校のサポートに努めます。

(5) 学校行事の精選・見直し

教育委員会は、学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。